

町・道民税の申告受付

平成21年度の町・道民税の申告受付を次の日程で行いますので、申告に必要な書類を持参し、時間厳守の上、会場までお越しください。

なお、申告期日は、3月16日（月）までとなっており、この期日内に申告しない場合は、各種控除が認められず、余分な税金を納めなければなりませんので、特に留意の上、申告をお願いします。

◎申告に必要な書類等

1. 印鑑
2. 身分を証明するもの（運転免許証・健康保険証等）
3. 生命保険・簡易保険支払証明書
（個人年金保険料も対象となります）
4. 地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
5. 収入及び必要経費の帳簿等（明細書・領収書）
（農・漁業者は組勘の1年分の精算書等）
6. 国民健康保険税、介護保険料・後期高齢者医療保険料・社会保険料及び国民年金控除証明書、または領収書
7. 源泉徴収票
8. 預貯金の通帳と使用印鑑
9. 医療費等の支払証明書・領収書（事前に整理してください）
10. その他必要と認められる書類

これらの書類は、一般的に必要なとされているものですが、個々に必要な書類が異なる場合もありますので、ご不明な点などがありましたら、役場住民課税務係係（☎2-3407）へお問い合わせください。

なお、これまでの受付で書類の不備が見受けられますので、お出かけ前に再度ご確認ください。

平成21年度 町・道民税申告受付日程表

月 日	対象地区	受付時間	受付場所
2月12日(木)	野名前・稲穂	午前10時～午前11時30分	稲穂夕なぎ会館
	勘太浜	午後1時～午後2時30分	勘太浜自治振興会館
2月13日(金)	宮津	午前10時～午前11時30分	宮津生活館
	東風泊	午後1時～午後3時	東風泊自治振興会館
2月16日(月)	球浦	午前10時～午前11時30分	球浦自治振興会館
	仏沢	午後1時30分～午後3時	海洋研修センター
2月17日(火)	恩顧浜	午前10時～午前11時30分	赤石自治振興会館
	赤石	午後1時～午後2時30分	町民センター
2月18日(水)	谷地・武士川	午前10時～午後3時	谷地生活館
2月19日(木)	米岡	午前9時～午前11時30分	米岡自治振興会館
	神威脇	午後1時30分～午後3時	神威脇生活改善センター
2月20日(金)	初松前	午前9時～午前11時30分	初松前自治振興会館
	松江	午後1時～午後3時	薬師集会所
2月23日(月)	青苗1・2・3・4区	午前10時～午後4時	青苗支所
2月24日(火)	青苗5・6・7・8区	午前10時～午後4時	
2月26日(木)	奥尻1・2・3区	午前10時～午後3時	役場庁舎分室2階 (旧公民館)
2月27日(金)	奥尻4・5区	午前10時～午後3時	
2月28日(土)	富里	午前10時～午後3時	富里へき地保健福祉館

※左記の日程で都合の悪い方は、2月16日（月）から3月16日（月）までの間で、役場住民課税務係係（午前9時～午後4時30分）で申告受付を行います。
※医療費控除を受けられる方は、事前に申告用紙で医療機関別に金額の集計を行ってください。
用紙は、役場住民課税務係係にあります。

所得税の確定申告は



e-Tax

をご利用ください。

自宅にいながら申告・納税ができるサービスです。

- ①国税庁HPから電子申告
自宅から国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して直接電子申告ができます。
- ②最高5,000円の税額控除
申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分で適用を受けた方を除く。)
- ③添付書類を提出省略
e-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出又は提示を省略することができます。
- ④還付金がスピーディー
e-Taxによる還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)



詳しくは、**イータックス** で **検索**

www.e-tax.nta.go.jp

確定申告はお早めに

平成20年分の所得税、住民税と個人事業税の確定申告の受付が2月16日(月)から始まります。

所得税、住民税と個人事業税の確定申告は、3月16日(月)まで、消費税と地方消費税(個人事業者)の確定申告は、3月31日(火)までです。

確定申告は「前年の申告控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成してお早めに提出してください。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成し、送付により提出できます。

また、税務署の申告会場にお越しの際には、印鑑、前年の申告控え、確定申告に必要な書類などをご持参ください。

詳しくは、江差税務署(電話0139-52-0078)へお問い合わせください。

※税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は、税務署での確定申告の受付は行っていませんのでご注意ください。

↓ 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。



↓ 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込を求めることはありません。



注意!
「振り込め詐欺」

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、振込を行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務署や国税局では、上の図のようなことを求めることはありませんので、注意してください。

ご不審な点がある時は、お近くの税務署(江差税務署 ☎0139-52-0078)までお問い合わせください。



2月

国民健康保険税 第8期

を納める月です

- ◇忘れずに納期(月末)までに納めましょう
- ◇納税には便利な口座振替のご利用を